## ○国土交通省告示第千十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年九月十九日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の五第一項第一号の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項第一号の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十一第一項の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習

## ○国土交通省告示第十一三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年九月十九日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社那加自動車教習場

2　主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第二十一条第二項の規定による講習

名称

株式会社那加自動車教習場

主たる事務所の所在地

岐阜県各務原市那加西那加町二十八番地

講習の種類

基礎講習

## ○国土交通省告示第十十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　独立行政法人国立病院機構

第2　事業の種類　独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））及びこれに伴う附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　群馬県渋川市白井字大宮、字南中道及び字掛岩地内

2　使用の部分　群馬県渋川市白井字大宮地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県渋川市における「独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））」（以下「本体事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる独立行政法人国立病院機構が設置する病院に関する事業に該当する。また、本体事業に伴う附帯工事として行う一般車両や救急車両等に必要な進入路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

病院の開設に当たって、本件事業の起業者である独立行政法人国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第22条及び独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）第16条第1項の規定により国の行政機関とみなされ、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条の規定により読み替えて適用する医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による厚生労働大臣の承認を要するところ、同法第7条の2第7項の規定による厚生労働大臣との協議を経て、厚生労働大臣の承認を受けるために関係行政機関と調整中であり、また、平成24年2月21日付けで渋川市と、独立行政法人国立病院機構西群馬病院（以下「西群馬病院」という。）と渋川市立渋川総合病院（以下「渋川総合病院」という。）の再編に伴う新病院の整備及び運営に係る基本協定書を締結していることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業は、群馬県渋川市において、西群馬病院と渋川総合病院を統合再編し、新病院を整備する事業である。群馬県渋川市は、利根沼田地区、吾妻地区等とともに北毛地域（以下「本件地域」という。）に位置し、本件地域の中核都市である。

しかしながら、本件地域は、医療提供体制に乏しいことから隣接する前橋保健医療圏への依存関係が強く、また、本件地域には西群馬病院や渋川総合病院等があるが、両病院とも施設が老朽化しているとともに、西群馬病院は、がん、結核等の医療を担う機能は持っているものの、アクセスの不便さにより救急患者の受入れが困難であるなどの状況にあり、渋川総合病院は、災害拠点病院でありながら、災害拠点病院として必要な施設であるヘリポートの整備がされておらず、敷地が狭小であって増改築も困難であるなどの状況にある。